

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話 (03) 261-7079  
芳金 東京芳金本店 No. 329915

購読料 月額 300円 6カ月前納制

△ も く じ △

創刊にあたって ..... 2

党員平等の原則を犯す

国会議員等への代議員権付与 ..... 4

三人組の離党と保革合同新党(一) ..... 11

— 社会党の(危機)の根源は何か —

規約「改正」問題の本質 ..... 15

# 旬刊 社会通信

創刊号

一九七七年二月一日

(一九七七年一月一日発行  
毎月一日・二日・三日三回発行)

## 創刊にあたって

ここに旬刊『社会通信』を発刊することになった。

この通信は、正確をむねとしたいと思っている。巷間伝えることき不正確で、面白おかしい、誰と誰とが結婚したとか、どの女優と男優とが離別したとか、どのタレントとどのタレントとが、目下恋愛中とかいったたぐいの「報道」を伝えるために、能力の限りをつくすことをもって、一生の仕事とすることをこころよしとする程度のものでないこと、もち論である。

われわれは、諸君に伝うるに不正確な事実をもってしようとは思わない。

われわれは報道として、迅速を期することむろんであるが、いい加減な噂話をもって、さも大事なことを果すごときものではない。われわれは、社会通信というからには、社会正義の促進のために必要かくべからざることを選んで、読者に供せんとすることをもって本務としたいと思う。この通信にこう期待される。

本誌を『社会通信』という。社会百般のことを載せたいことはもちろんなれど、当分は、社会政治にことを限定したい。まま痛烈なる社会批判にわれわれの鋭鋒を向けることなきにしもあらずといえども、多くは政治のことに、限りある枚数を使用する外なきものとしたい。今日政治の種々の面に目をおおうごとき事なきにしもあらずといえども、われわれの期する所は、それに類する政治の裏面をあばきたてる事は、われわれの少しもその本務とする所ではなく、

それは幾十となくある週刊誌に任せて、われわれは、社会正義上許すべからざることに筆評を加えることをむねとしたい。

この雑誌は、『社会通信』とみずから称するように、社会通信であって、個人の善悪をあげつろうことをもって、その任とするものではなく、社会のゆくえを曲げて報じて己れを利するものを嫌うものである。したがって、本誌みずからも他人を誹謗して、己れのみひとり善しとすることきものでありたくない。この点、本誌の期する所、その特長とする所である。

『社会通信』は、このようにして刊行の運びになる。このような意図をむねとして、このように善意をもって、刊行される。読者の期待を望む。



## 党員平等の原則を犯す

### 国会議員等への代議員権付与

過日の日本社会党第四一回国定期全国大会は、「国会議員等の全国大会代議員権問題に関する決議」(注)を採択した。

(注)「決議」——「国会議員全員、党員知事、および政令都市党員市長に対し、全代議員数の三分の一を基準として、全国大会の代議員資格を与える。このため、統開大会において党規約の改正をおこなう」

国会議員等でありさえすれば、自動的に全国大会の代議員になれるようにする、ということであるが、このためには、「決議」に明記されているように、党規約の改正が必要であることはいうまでもない。

党規約の改正にかかわる問題が、「決議」として提案されるということ自体がおかしなことであるが、そのうえに、この「決議(案)」は、①報告・党改革委員会の経過と問題点、②第二号議案・当面の党改革についての方針案、とともに「党改革に関する件」として、大会に一括して付され、一括採択されるという奇怪な手続きがとられた。しかも、新聞でも報道されているように、明らかに反対している者がいたにもかかわらず、議長の強引な「宣言」によって「満場一致」で可決されたとされている。

しかし、国会議員等の全国大会代議員権問題(以下「代議員権問題」という)は、社会主義政党的基本にかかわる重大な問題であり、全党員がこの問題を真剣に考え、討論に参加して党のあり方を決定することが必要であり、その十分な時間と手続きが必要であることはいうまでもない。

#### 重大な党員平等の原則

国会議員、党員知事、政令都市党員市長に無条件に全国大会代議員権を与えることは、これらの人々を他の党員と区別して、特権的地位を与えるということである。日本社会党規約前文は次のように述べている。

「二、日本社会党は、党内民主主義の原則に基いて統制ある行動と円滑なる運営を期する。すなわち党員はその出身階層の如何を問わず、平等の権利と義務をもって、信義と友愛の精神に則り党各級機関の討議に参加し、綱領と規約を遵守して、党議決定とそのあまりなき遂行に責任をもたなければならない」(傍点引用者)。

このように、日本社会党規約は、党員の権利義務の平等を謳(うた)っている。一部の党員に特権を与えることを禁じている。「代議員権問題」は、このような党規約の基本精

神を変更することである。党員の権利義務の平等の変更は、社会主義政党的基本的あり方にかかわる重大な問題なのである。「規約を遵守」する義務をもつ党員は、この点を十分に考え、論議して、規約改正に関する態度をきめなければならない。

しかも、党規約は、党の運営・規律の基本をなすものである。党の綱領や規約は、いわば党の憲法にあたるものである。だからその改正は、運動方針や一般的な議案の採決とは異なる手続きがとくに定められているのである。党規約第一〇〇条には、「党の綱領および規約の改正は全国大会出席代議員の三分の二以上の多数の賛成をえなければならない」と明記されている。

一般的な議案や決議の採択は「出席代議員の半数以上で決める」（党規約第四十三条）ことができるが、規約改正にかんする件は、「三分の二以上の多数」でなければならぬ。もし、「決議」が通ったのだから、国会議員の代議員権付与は自動的に決まるものだという理屈が通るとすれば、「三分の二以上の多数」でなければならぬという規約の規定は空文に等しくなる。このことは、規約改正を規約改正問題としてではなく、つまり、三分の二の多数ではなく、「決議」として採決すること、つまり過半数で決することにほかならず、重大な規約違反行為であるといわなければならない。

しかも、「代議員権問題」の内容にかんしては、大会では十分な討論がされたとはいえない。そして、「党改革」にかんする経過、方針案とともに一括して大会に付され、数人の代議員が議長席につめよるほどの強い反対があったにもかかわらず、これを無視する議長の強引な議事運営によって、「満場一致」とされたのである。規約改正問題を「決議」として提案するやり方がきわめて奇怪であるばかりか、まるまる二日間ちかくも代議員をほったらかすほどに時間がありあまっていたにもかかわらず、十分な討論を省略して「満場一致」を宣言して採択するやり方は、異常というほかに言葉はない。日本の民主主義を守るたまたかの先頭にたってきた輝かしい歴史をもつ日本社会党が、なぜかくも党内民主主義をふみにじり、規約を無視しなければならないのか。この人々は、党員にかくさなければならぬ重大な秘密をもっているのだろうか。

### 「満場一致」のからくり

ともかく、大会の本会議場では、この問題は十分な討論がされなかったが、大会運営委員会と運営小委員会では、「決議案」のとり扱いをめぐって大いに意見がだされた。この点にかんして、『社会新報』九月三〇日号は、次のように報じている。

「…大会運営委員会では、とくに『決議案』の扱いをめぐって、『党内民主主義、党員の基本的権利に関することを下部討議に付すこともなく決めていゝのか』などの意見が出されたが、森下運営委員長をはじめ多くの委員から『党の危機』が強調され、結局、疑問点を付しながら満場一致の形で第二号議案の取扱いが決定された。」

この問題のとり扱いを討議した運営小委員会では、「決議」の採択と「規約改正」との関連について多くの意見がだされた。つまり、「決議」が通った場合に規約改正にかんする代議員の態度を拘束するかどうか、もし拘束するとの見解にたつとすれば「規約改正」として提案しなおすべきであるという意見である。しかしこれについては何ら明解な説明はなく、「党の危機」が強調されたにすぎない。再検討のために本件を中執にもち帰ったリ、「決議」を分離して審議するようなことになれば、ただちに党が分解するだろうという「説明」が、出席した中執からくり返されたと聞いている。とにかくこういうこととなる規約にのっとって民主的に討議をすれば、自分たちの意見が通らなくなる。党を「分裂」させるという脅しで、しゃにむに自からの意志を通そうという人々がいたということである。この人々は、その一部が大会中に党を飛び出すことによって、「分裂」がたんなる言葉でないことを示しつつ、「党の危機」を世間に認めさせた。

このように「党の危機」が強調されているおりであるから、なにがなんでも、三件は「満場一致」の形にしなければならぬというのである。しかしいくらなんでも、「決議」と「規約改正」との関連についての疑問点は残る。そこで運営委員長は、「決議」の採択が、「規約改正」にかんする代議員の態度を「拘束するとも拘束しないともいわない。良識をもって対応してほしい」として、運営小委員会、運営委員会を「満場一致の形」にしたのである。つまりこういうことになる。「決議」の採択によって規約改正についての代議員の態度が拘束されることを確認したのではないということである。まして、党員の各級機関における民主的討議を封じるものでもないということである。

#### 欠かせない十分な下部討議

「代議員権問題」は大会で決議されたのだから、党員はこれに無条件に従わなければならないという議論がある。しかしこれはおかしい。大会は「続開大会において党規約の改正をおこなう」ことをきめたが、そのために十分な下部討議をおこなうことも、あわせて確認している。社会主義政党の基本にかかわる規約改正であるから、すべての党員はその討議に参加する権利を有し、問題の本質を真剣に考えるべき義務を負っている。党員が自由に意見を述べる機会を奪う権利は、何人にも与えられていない。そして、規約改正を、「決議」という一般的な議案と同じやり方で採決する規約無視の悪弊は、決して残してはならない。しかも、百歩ゆずって考えても、党規約改正の案文もまだ決っておらず、議案として討議に付されてもいないのである。党員として態度をきめようもないではないか。次のことを考えてみればよい。

もし、この「決議」にしたがって規約改正がおこなわれるとすれば、少くとも次の諸点の改正が必要になってこよう。

第一に、規約前文の二項「党員はその出身階層の如何を問わず、平等の権利と義務をも

つ」というところは、党員の権利義務は平等でなく、国会議員等は他の党員とは異って、自動的に全国大会代議員になれる等の特権をもつ、というように書きあらためられる必要が生じるだろう。第二に、第七条の党員の義務のところも、国会議員がもつ特権にふさわしく、一般党員とは異った特別の義務を明記する必要も生じるであろう。第三に、当然のことながら、第八条の党員の権利の項も、国会議員等の特権を書き加える必要がある。このほかに、規約第三十九条（代議員の選出基準）の改正が必要なはいうまでもない。

それだけではない。「決議」は「全代議員の三分の一を基準」として、国会議員全員と知事等に代議員権を付与するとしている。大会代議員総数が決まっていって、その三分の一を超えない範囲で国会議員等に代議員権を与えるというのではないのである。「決議」では逆に、「国会議員全員、党員知事、および政令指定都市党員市長」の数が決まらなければ、大会代議員の総数は決まらないことになる。次の例をみていただきたい。

現在の国会議員等の代議員数は一七六人（衆院一二二、参院五三、知事・党員市長二）となる。現行の代議員総数は五〇九（党基本組織四九〇、支持団体一九）であるが、「三分の一を基準」とする規約改正によれば、代議員総数五二八―国会議員等一七六、党基本組織三三九、支持団体一九―となる。現在の国会議員数で、基本組織の代議員数は、四九〇から三三三へと減少する。三割以上の減であるから、従来、一〇人の代議員であった県は七名以下になる。

わかりやすいように、極端な例で考えてみよう。たとえば、党員数が今の二倍―つまり十万人になったとしても、国会議員等の数が変わらない限り、基本組織の代議員は三三九名であり、現行より一五一名の減となる。また、適当でない例だが、かりに国会議員等の数が一五〇人に減少した場合には、党員の増減にかかわらず、基本組織の代議員数は二八一人となる（代議員総数四五〇―うち三分の一の一五〇人が国会議員等、残りの三〇〇人のうち一九人が支持団体）。逆に、国会議員等が三〇〇人になった場合には、代議員総数は九〇〇人にならなければならない。つまり、党員の数の増減には関係なく、国会議員の数によって代議員が変動するという奇妙な規約改正なのである。

少し考えただけで、以上のような問題点がある。検討すべき規約改正の案が出されてもいないのに、各級機関が「決議」を支持するようなことがどうしてできるだろうか。

### 「代議員権問題」の経過

国会議員に代議員権を認めていたのは、社会党の歴史の上でも、一九五五年一〇月から五九年一〇月までのわずか四年間にすぎない。しかも、その間の約二年間は、国会議員の自動的代議員権はやめるべきだとの討論がなされた期間である。一九四五年一―一月に結成された日本社会党の「党則」は、「代議員は支部連合会から選出する」とし、国会議員の特権を認めていない。その後の左派社会党、右派社会党はともに、「大会の代議員は支部連

合会を選ぶ。ただし特別の事情があるときは中央執行委員会の承認を得て支部から選ぶことができる」というほぼ同じ規約（ともに第七条）を定めた。ここでも、国会議員の特権を認めていない。（ちなみに、戦前の無産政党―新労農党、日本大衆党、日本労農党、社会民衆党の規約―党規は、いずれも代議員は党の基本組織から選出することを明記しており、議員等の代議員権は認めていない。）

国会議員団に代議員権を認めたのは、統一社会党がはじめてであった。一九五五年一月一三日に決定された統一社会党規約に、次のようにある。

第十三条 大会の代議員は支部連合会より選ぶ。

国会議員団、支持団体は中央執行委員会の承認をえて代議員を選ぶことができる。特別の事情があるときは中央執行委員会の承認をえて支部から選ぶことができる。選出比率は別に定める。

しかしこの規約は、西尾派脱党後の一九五九年一〇月の統開大会（第一六回大会）で、次の機構改革が決定されたことにより、国会議員等が自動的に代議員になることは認められなくなった。

〔機構改革〕「③代議員となれない国会議員、五大市長、知事、中央オランダは大会のオブザーバーとし、発言権だけを認める」

さらにこれは、一九六三年の第二二回大会で、「組織・機構・財政改革委員会」の答申にもとづき、次のように、特別代議員となった。

（規約第三十九条）「代議員でない国会議員および知事、政令都市の市長は特別代議員として出席して発言できる」

国会議員の代議員権を認めたのは統一社会党規約がはじめてであるが、はやくも一九五八年二月の第一四回大会で、「機構改革審議会」が設置され、翌五九年一〇月の第一六回大会（統開大会）で、上記の改正がおこなわれるのである。この間の経過をごく簡単にふり返っておこう。

統一社会党は一九五五年一〇月に発足したが、五七年の後半には、日本社会党の停滞と混迷があらわれ、日常活動の不足が強く指摘されるようになった。他方で、国労新潟闘争をきっかけとして、西尾派―全労による党の右傾化攻撃がつよまっていた。こうしたなかで、党は一九五八年二月に第一四回大会を開催し、党の機構、組織、運営、財政にかんする検討をおこなうために、「機構改革審議会」の設置（委員長・島上善五郎）を決定したのである。

第一四回大会における「機構改革審議会」の設置の提案理由のなかで次のように述べられている。

「……このような状態のなかで、ひとり、わが党がこれまでの消極的な日常闘争の域を脱しないならば党の組織勢力の拡張は頭打ちの状態におちるであろう。そして党の下

部組織や多くの活動家たちは色んな角度からこのことととりくもおうとしている。またこれまでの社会党は主として議員中心主義によって指導され、党勢力の拡張はその主観的意図の如何にかかわらず、もっぱら選挙における浮動的得票数の増加におかれていた。したがって日常闘争を通じて、反動攻勢や共産党との競争にうちかかって、決定的に党組織の基礎と主体性を確立するまでにはいたらなかった」

社会党の日常活動の弛緩、その停滞と混乱の原因は、たんに組織と活動機構の欠陥にあるだけでなく、社会主義政党的な革命的精神の弛緩にあった(向坂逸郎「正しい綱領、正しい機構」—『日本革命と社会党』参照)。機構改革の提起には、このような観点が弱く、したがって多くの問題をふくんでいたが、党をどうしたら強化できるか、「議員政党」的弱さを克服し、「中央から末端までの全部にわたって、党をたたかう党に再編成」(江田三郎組織委員長—当時—「社会党政権と党組織」『日刊社会党』一九五八年五月号)するという意図から提起されたこともたしかであった。

第一回大会の後、機構改革については、全党的な討議が展開された。審議委員のみの討議ではなく『社会新報』や『月刊社会党』等による紙上討論(当時ほとんど毎号に掲載された)、地方党员による討論をすすめ、公述の機会をつくるなどの方向がとられるとともに、学識経験者、労働運動指導者等による諮問委員会を設置し、検討を加えた。一九五八年六月には、「機構改革審議会第一次答申案」がだされた。これは党組織全般と運動にわたる広範な内容をふくんでいたが、このなかで、「大会の代議員は班で選ばせるべきである。また代議員構成を改善し、とくに国会議員が自動的に代議員になれる方式は改めるべきではないか」との提起がなされた。なお、第一次答申案には、社会主義者として行動しないことを許される「党費納入党員」を設ける二重党员制度ともいべき重大な内容がふくまれていたが、この点は討議の過程でとりのぞかれた。

答申案を中心にして、その後、全党的に活発な討議がおこなわれ、翌五九年七月に「機構改革に関する報告書」がだされた。「報告書」は、「現在の議員偏重の克服は党の大衆化を実現するための軸である」として、次のように述べている(『月刊社会党』一九五九年九月号)。

「かつての経験ある社会運動家はほとんど議員になってしまった反面、あたらしい中堅幹部の養成に欠け、党を議員中心の組織にしている。このことは弱体化な党組織を生む原因になった。この状態は議員と党組織のアンバランスを生み、社会主義政党的な致命的な欠陥となっている。党組織が多くの党员によって支えられるためには、議員中心の党から『一般党员の手による党』になって、はじめて全党员が自分自身の党だという情熱をもち、日常活動が活潑化し、積極的入党意欲がわいて、党組織が大衆化される。

したがって党大会の構成で、国会議員が自動的に代議員になれるという党员平等の原則を優す今の制度を廃止し、党员の資格において、地方組織から選ばれることとした」

(傍点引用者)。

これによって、前記のような規約改正がおこなわれたのであるが、このなかには、婦人党員には一定の枠をもって代議員を出すことができるという特別の規定がふくまれていた。このため、第二四回大会(一九六四年)では、組織問題にかんする次のような報告がなされ、規約改正がおこなわれた。(なお、前述のように、この間、一九六三年の第二三回大会で国会議員を特別代議員にする改正がおこなわれた)

「②(国会議員の代議員権および婦人代議員権)

国会議員を自動的に党全国大会の代議員に認めることは、党員平等の原則に反し、議員党の体質の改善に役立たないばかりか、党内民主主義と党の前進に逆行するものである。また一定の枠をもって婦人代議員をだすことは、党員平等の原則に反し、適当でない。しかし、各級機関が最低一名以上の婦人代議員をだすよう、指導をつよめるべきである(なお、国会議員の委員からは、国会議員の自動的代議員権を認めるべきだとの強い主張があった)」

ちなみに、この国会議員代議員権については、運動方針小委員会において、岡山の大亀代議員から次のような意見がだされている。

「議員党の体質をなくすといふながら、一方で国会議員の代議員権を認めてくれということをいってみたり、成田姿勢にもちがうがあると思うのです。これは一方では議員党の体質を指摘し、他方では国会議員の代議員権を認めてくれとわれわれに要請するような形ではいかん……」

なお、一九七〇年の第三三回大会でも、階層別・運動機能別代表に全国大会代議員権を与えるという、「組織綱領委員会」の提案がなされ、下部討議に付されたが、決定されなかった。

いずれにしても、以上の経過で明らかのように、国会議員の自動的代議員権をやめるのに、党はほぼ一年半にわたる十分な討議をつみ重ねた上で決定したのである。しかもその後、婦人代議員権もほざしたように、日本社会党は、近代的な組織政党として前進するために、党員平等の原則を追求してきたのである。この間、党は六年以上もの間、討論をつみ重ねてきた。

今回の「代議員権問題」は、このようにしてつみ重ねてきた討論の方向を根本的に変えようとするものである。議員党の体質からの脱皮の一つとして、永年にわたり真剣な討論をつみ重ねてきた党の歴史を、うすぎたない陰謀めいたやり方で、簡単にひっくり返されるはならない。もっと強大で、組織的な党にするために、全党員はこの問題を真剣に考えなければならぬ。下部討議は徹底的におこなわれる必要がある。

## 三人組の離党と保革合同新党(一)

— 社会党の(危機)の根源は何か —

### 三人の離党と分裂のおどし

参院選の責任をとって辞任した成田・石橋執行部にかわる新しい執行部を選出し、深刻な不況・失業情勢のもとでの臨時国会と秋季闘争にとりくむ全党的な体制を確立することを最大の目的として開かれ、二日間の日程を一日延長したにもかかわらず、ついに新執行部を選出できずに終わった日本社会党第四一回大会ほど、党の危機の眞の根源がどこにあるかを誰にもわかるようにさらけだした大会はなかった。

いままで党の危機の根源は社会主義協会にあるとして、いわゆる協会規制あるいは排除を目的とする党改革がすすめられたが、この協会改革問題は若干の不一致点を残しながらも大会直前になって一応の合意をみるとともに大会でも全会一致で了承され、あとは飛鳥田委員長の実現によって党の統一と団結がまもられるばかりになったところが、そのとたんに、いわゆる三人組が離党し、飛鳥田委員長の実現を阻止する挙にでたことは、彼らが党の統一と団結そのものを破壊する意図をもって協会攻撃をおこなってきたことを、あからさまにしめす結果となった。そのことは、離党の引金、協会対反協会の対立以前の問題であり、協会との対立に敗れたというより、反協会グループ内部の人事をめぐる醜い派閥抗争にあったという事実をみてもあきらからである。

もともと異質のイデオロギーをもつ各派閥の寄せあつめでしかなく、反協会という一点でようやく結束を保ってきたにすぎない「党改革推進グループ」の内部で、人事問題に入るや派閥エゴむきだしの取引や駆引が表面化し、一挙に対立と抗争が噴出したのはどうぜんのなりゆきであった。とくに佐々木派が、いわゆる党改革問題で一定の「妥協」をしたばかりか、飛鳥田委員長賛成の立場にまわったことは、党の統一と団結そのもののぶち壊しをねらう流れの会や旧江田派の危機感を大いに強めさせた。檜崎氏自身このことについてつぎのようにのべている。

「直接的には昼のテレビのニュースで『もし(委員長候補で)飛鳥田(一雄横浜市長) — 檜崎の対決になったときは佐々木派は、飛鳥田委員長 — 下平書記長でいくと決めた』と報道された。佐々木派は、書記長ポストをとりたいために推進グループを裏切った。

そのニュースで、私は『もはやこれまで』という判断をして、第二議員会館の部屋に田さんと秦さんに来ていただいて『決断のときが来たと思は思う』と本心を話したら、お二人とも『一緒にやりましょう』と、まあこういうことになりました」(『中央公論』)

一月号、一八四頁)。

このように、橋崎氏自身が推進グループ内部の醜い派閥人事の取引の材料にされたことへの不満が引金となって、この離党劇がおこったのである。したがって彼はつぎのようにも語っている。

「九月二十七日の行動(離党発表)は、あらかじめ計算し、将来展望まできちんとしてやったわけではない。あの段階ではとにかく行動をとること自体に意義があった。あれだけ人事で社会党の醜い状態をさらして、もう党改革など吹っ飛んでしまった。だから党大会で真剣に反省させるインパクトを与えようとの気持ちが強かった」(『中日新聞』、一〇月四日)。

それでは具体的に、何にたいしてどういう「インパクト」がああ段階で与えられたのであろうか。第一に、それが飛鳥田委員長の実現を阻止することをねらって加えられたことはいうまでもない。事実、旧江田派の山本幸一、野々山一三、中沢茂一の三氏が、佐々木派幹部にたいして、「飛鳥田委員長が決定したらその時点で党を割る、佐々木派があくまで飛鳥田擁立でいくとしたら、分裂のいっさいの責任は佐々木派にある」と脅迫したと伝えられる。三人の離党は、これがたんなるおどしでないことの具体的な証しとなった。そしてこの「インパクト」が、飛鳥田氏自身の委員長出馬断念に少なからず影響をおよぼしたことは、その不出馬声明のなかに三人の離党と江田派の声明等があげられており、また「私の態度決定が三〇分遅ければ、さらに離党者が出ていたのではないか」(『朝日新聞』、九月三〇日)と語っているのをもみてもあきらかである。

第二にこの「インパクト」が、さきにもたようにまず推進グループを「裏切った」佐々木派にたいして徹底的に加えられたことはとうぜんであろう。つまり三人の離党をテコとした徹底的な分裂のおどしが、いったん「脱落」した佐々木派を再び推進グループにひきもどすための「インパクト」となったことは、彼ら自身の大会総括が「三氏の離党を契機にグループの基本的態度が再確認され、結束が再び固められたことは、われわれにとっせてせめてもの慰めであった」(『東京新聞』、一〇月七日)と正直にのべているのをもみてもあきらかである。

以上の周知の事実をみただけでも、たとえば「協会派・三月会の強引な人事工作」によって三氏が離党し、党が混乱に陥り、新執行部が成立できなかったなどのべている全電通労組の声明が、いかにでたらめかがあきらかとなる。全電通労組も、総評とともに飛鳥田擁立の立場にたっていたはずであり、三氏が飛鳥田委員長阻止の急先鋒であったことも知っているはずである。しかも、ブルジョア新聞ですら離党の直接の原因が反協会内部の人事をめぐる派閥対立にあると報じているにもかかわらず、このあまりにもみえすいたデマ宣伝でほんとうに組合員をダマしうると本気で考えているのだろうか。

### 新党をめざす策動が党の危機の真因だ

「あらかじめ計算し、将来展望まできちんとしてやったわけではない」と彼ら自身いつているように、たしかにあの行動は十分に練られた計算と計画にそってやられたものではないようだ。その意味でハブニング的要素があったことは否定できず、橋崎氏が派閥人事の駆引や取引の材料にされたことへの不満と反発から衝動的に飛びだしたというのが事の真相であろう。

しかし、これはあくまで、あの時期にああいうかたちで飛びだすこと自体があらかじめ計画されていなかった、というだけのことであって、彼らの「将来展望」そのものからすれば、これはたんなるハブニングでも、たんなる不満や反発の問題でもない。その「将来展望」というのは、いうまでもなく新党結成の展望である。どうせ出るつもりの人間にとって、その時期が早いか遅いかはさしたる問題ではない。しかも、社会党の看板や労組の支持を失っても議員に当選できるといううぬぼれ（これはあくまでうぬぼれではない）をもっている三人が、彼らなりの即座の判断と「計算」にたつてこの時期を選んだにすぎない。その「計算」というのは、くりかえしのべるように飛鳥田委員長阻止の「インパクト」を与えることであつた。もし飛鳥田委員長の実現によって党の統一と団結が固められたのでは、党を分裂または破壊することによって社会党を新党結成にまきこむという彼らの「将来展望」は、大きく後退しかねない。とくに佐々木派が「裏切り」、飛鳥田擁立の立場にまわつたことが、彼らのとつさの決断を固めさせる決定的な要因となつた。

社会党を保革合同新党にまきこむことは、社会主義協会を党から追いだす（そのねらいをもって国会議員への代議員権付与が強行されようとしている）か、それとも右派の方が飛びでるかどうかは別として、いまの党の統一と団結をメチャメチャに破壊しなければできないものではない。党の危機は、けつして三人が離党したこと自体にあるのではない。問題は、この三人と「志を同じくする人が社会党の中にいまだに残っている」（『週刊朝日』一〇月一四日号、一四七頁、橋崎氏の発言）こと、この連中が一二月の統開大会でさらに大きな「爆発」をひきおこすよう、「満を持して」準備をすすめていることにある。

したがって田氏は、統開大会にむけての展望について、つぎのようにのべている。

「大胆に言えば自民党の人たちとでも、民主主義を守ろうという人たちであれば、これからの日本をどうしていくかということを対立的なものを含めて意見を交換していく。そういう中で火山の爆発をするような方向へわれわれの同志と一緒に持っていく。それが将来の展望でしょうね」（『中央公論』、十一月号、一八六頁）。

橋崎氏も、一〇月四日の中日新聞の座談会のなかで、つぎのようにのべている。

「――党内に残っている『同志』とは、どんな関係になつていくのか。具体的働きかけもするか。

橋崎氏 真の党改革は社会主義協会問題の解決にある。だから党に残っている人は、それを十二月の統開大会で勝ち取ってほしい。それができないなら、われわれといっしょ

にやろうじゃないかということだ。同志の諸君にとつて十二月が最後の判断の時期になる。すでに社会党の各級議員が離党したいといってきたが、いまは懸命に押しとどめている。前国会議員でも同じような人がいる。あと二カ月間いろんな人と意見交換したい。社会党の『新しい流れの会』の仲間とはひんばんに会うつもりだ」。

流れの会だけでなく、旧江田派の人たちもこの三人と相呼応することを公然と声明している。たとえば、野々山二三氏は一〇月一日の読売新聞で、一二月統開大会にむけて分裂・分立がありうることを公然とのべた上でつぎのようにいっている。

「——今後は、外部の田グループと党内の改革推進グループが相呼応して連携するわけか。

野々山氏 十分に話し合いながら、そうするつもりだ」。

このように、党の危機の真の根源は、社会党を破壊または分裂させることによつて保守合同新党をつくろうとする策動にある。協会改革に応ずる理由なぞまったくくないのに、それを妥協してまで党の統一と団結をまもろうとした社会主義協会が、逆に悪の根源にしたてあげられるようなさかだちした現状のなかにこそ、党の危機の姿が如実にしめされている。

#### 協会とウルトラ保守を除く保守合同新党構想

このように、日本社会党の危機の真の根源は、党を分裂または破壊して日本社会党を保守合同新党にまきこむための策動にある。だが、この策動は、こんどの三人組の離党といわゆる田新党結成の動きによつて、突然はじまったものではない。故江田氏が結成した「新しい日本を考える会」が、すでに二大政党論にもとづく保守合同新党の結成をめざしており、そのなかに日本社会党をまきこむための策動を着々とすすめていたことは周知のとおりである。この新党の味は、具体的にいうと左派と分かれた社会党、公明党、民社党、それに自民党の一部を糾合した保守合同の共同戦線党であり、それがたとえば日商会議頭の永野重雄氏など独占資本の構想と完全に一致していたこともよく知られている（なおこれは新自由クラブが結成される前の構想であった）。

ついでにのべておくと、このように新党の結成をめざすばかりか、さる参院選においても独自の候補者を推すなどの政治方針を公然とうちだしていた「新しい日本を考える会」が、日本社会党とは別個の「政治集団」であったことはどこからみても疑問の余地はなかった。さる二月の第四〇回党大会において、日本社会党副委員長の要職にありながら、党とは無縁の「政治集団」の会長代行などにおさまり、他党など党外の勢力と一緒になつて日本社会党を破壊し、新党にまきこむ策動をおしすすめていた江田氏にたいして批判が集中したのは、この意味でまったくうぜんのことであった。そのとき、「新しい日本を考える会」を「政治集団」と規定するか否かが議論の一つの焦点になったが、奇妙なことには、そのとき「考える会」は「政治集団」ではないとして懸命に江田氏を擁護した人たちが、今度は一転して社会主義協会を党または「政治集団」ときめつけ、日本社会党から排除すべく無茶苦茶な論理をふりまわしているのである。

ところで、今度の田氏らのめざす新党の具体的な中味はどういうものであろうか。田氏自身つぎのようにのべている。

「田 このへんは非常に明快に考えているんです。つまり、自民党のウルトラ保守は別、それから社会党の中の社会主義協会も別、それよりも右の日本共産党は、話す対象にはなるけれども、われわれの政治行動のワク組みの中には入ってこない。われわれのワクとは、広い意味の民主主義を守っていこうということで、社会党の中の大部分の人たち、公明、民社、新自由クラブ、そして自民党の一部の人たちまで入ってくるんじゃないか、と。

俵 共産党とは閣外協力までということですね。」（『週刊朝日』、一〇月一四日号、一四五頁）

このように、保革合同の共同戦線党を構想している点では「考える会」のばあいと同じであるが、新自由クラブをこえて、さらに自民党の一部にまでワクが広げられたことと日本共産党の位置づけにおいて若干ちがっているようだ。「考える会」のばあいは、日本共産党を敵対矛盾ととらえ、絶対排除の態度であったが、田氏らのばあいは社会主義協会よりも「右の日本共産党は、話す対象にはなるけれども……」と若干の変化がでてきている。この点、氏は中日新聞でもっとはつきりとつぎのようにのべている。

「共産党の場合、議会制民主主義のわくの中でやっていくと主張しているので排除はしないが、慎重に考える必要がある。とにかく協会とウルトラ保守勢力は、姿を消していくようにしないとだめだ」（一〇月四日）。

このように、「協会とウルトラ保守勢力」を共同の敵とする保革合同の共同戦線党が構想されている。なぜ「協会とウルトラ保守」が敵かという点、両者とも民主主義を否定する勢力だからだというのである。この理屈はまさに噴飯ものであるが、ひよっとすると「左右の全体主義の克服」という古い命題からこの構想がでてきたのかもしれない。ただ新しい点は、「左右の全体主義」に反対する勢力を、一つの共同戦線党にまとめようとしていることであろう。だが、こんな大それた構想は、よっぽど強力な指導力がないと実現できず、独占資本とマスコミが総力をあげて支援したとしても、ちょっと派閥の駆引のなかでもみくちやにされただけですぐ飛びだすような、軽薄な人気タレント気取りの三人の手にはとても負えそうもない。

といっても、新しいものをつくるより、既成のものをぶち壊すことの方がはるかに簡単であろう。そして、この新党をつくるためには、日本社会党から協会を締めだし、社会主義政党としての社会党を破壊することがどうしても必要になる。そのための手段として、いま国会議員への代議員権付与が全力をあげて強行されようとしている。党内に残っている田氏らの「同志」は、分裂・分党のおどしなどあらゆる手段をつかって、一二月統開大会でこの問題の実現を迫るであろう。「それができないなら、われわれといっしょにやろうじゃないか」（前掲『中日新聞』、榑崎氏の発言）という理屈ぬきの態度だから、けっして事態を甘くみるわけにはいかない。社会主義をまもうとする勢力がよほど腹をすえてかからないかぎり、新党が成功するかどうかは別として、その前に社会主義政党的破壊だけはやられてしまう可能性がある。そして独占資本が当面期待し、全力をあげて支援しているのは、むしろこのことなのである。

(B)

## 規約「改正」問題の本質

### 一 基本組織等の代議員は五〇九人から二五八人へ

社会党第四一回大会において九月二六日に可決された「国会議員等の全国大会代議員資格付与に関する決議」は、「国会議員全員、党員知事、および政令指定都市党員市長に対し、全代議員数の三分の一を基準として、全国大会の代議員資格を与える。このため、統開大会において党規約の改正をおこなう」というものである。

このとおりに規約「改正」を許してしまえばどうなるかをみてみよう。

現在、「国会議員全員」は一七四人（衆院一二一人、参院五三人）、「党員知事、および政令指定都市党員市長」は二人で、計一七六人である。これが全代議員の三分の一であるためには、全代議員は五二八人とされる。

党の基本組織の代議員と支持団体の代議員とは、合計でたったの三五二人とされてしまっているのである。現在（本大会）のそれは五〇九人であり、一五七人も減らされるのである。現在、五〇九人のうち、党基本組織代議員は四九〇人であり、支持団体代議員は一九人（全電通八、私鉄総連四、動力車一、都市交二、全鉱一、社青同二）である。規約改正によって、支持団体代議員は不変（一九人）とすれば、党基本組織代議員はたったの三三九人に縮小されてしまうのである。（実際には全通も支持団体になったので、党基本組織代議員は、もっと縮小される）

そればかりではない。この決議が文字通りに規約「改正」に移されれば、党員の増減にはかわりなく、国会議員の増減によって、その三倍の数に相当する代議員が、しょっちゅう増減することになるのである。

極端な例であるが、この数カ月にわたる右派による「党改革推進」という名の党破壊策謀によって、国民の社会党支持がいちじるしく減少し、かりに再び総選挙で九〇人にまで減少すればどうなるであろうか。衆・参の議員は一四三人となり、知事等を加えても一四五人となる。するとこの期間の党基本組織等の代議員はたったの二九〇人に縮小されてしまうのである。

一方では、党員が一〇万人になろうが三〇万人になろうが、党基本組織の代議員は党員数には少しもかわりなく、ただただ国会議員数の二倍に宿命づけられているのである。なんとという非民主的な、国会議員中心の党に変質してしまうことか！

### 二 規約「改正」の目的は何か

近年、科学的社会主義（マルクス・レーニン主義）を身につけたまじめな活動家が党内に増加してきたことを反映して、代議員は左派が優勢となった。佐々木派の右傾化と、江田派や流れの会と佐々木派とのみにくいゆ着による右派連合の結成と社会主義協会にたいする破壊攻撃にもかかわらず、三月会をはじめとする良心的な左派は、多数を占めるにいたった。

党の路線を根本的に変えて、保革連合政府をめざそうという右派の諸君にとつて、このままではねらいをはたせそうにない。左派の党員の比率が増加していくからには、今日の民主的な代議員の構成を根本的に変えることによって、強引に右派が大会の主導権を握るしかない。

規約「改正」が実現できれば、右派代議員が長期間多数を占めて、『日本における社会主義への道』を根本的に改悪して、科学的社会主義の理論と思想を棄て去り、社会主義革命の路線を棄て去ることができる。『新中期路線』や『国民統一の基本綱領』を基本的に変えて、全野党共闘路線を棄て去り、保革連合路線を追求することができる。右派国会議員主導の体制を確立して、党の役員から、社会主義協会会員や三月会会員を全面的に排除し、それらを破壊することもできる。これが規約「改正」のねらいである。

### 三 「決議」はなぜ可決されたか

「これをこのまま通さなければ、党は分裂するぞ」という右派の悪らつな脅迫によって、党を守り党大会をぜひ成功させて、新執行部を選出しようとした左派の代議員は、「統開大会」の規約「改正」については拘束されないと明確に意志表示しながら、この場での「決議」を、通さざるをえなかったのである。

これをめぐって運営委員会に出席した森永組織局長の言動はきわめて作為的であり、反対意見を強引におしつぶそうとするものであった。

そもそも、「報告・党改革委員会の経過と問題点」は石橋書記長から報告され、第二号議案「当面の党改革についての方針（案）」は成田委員長が提案したのに対し、「国会議員等の全国大会代議員資格付与に関する決議（案）」は、森永組織局長から独立に提案されたことから明らかなように、本来、「報告」や第二号議案からは独立した、まったく別の決議案にすぎないものであった。

ところが森永組織局長は、この「決議案」は「報告」と第二号議案と「ワン・セット」にして一括審議、一括採決すべきこと、しかもこの「決議案」の内容に「少しでもふれると、おちてしまう」、「パンクする」から、修正の余地はみじんもないこと、つまりこれをこのまま可決しなければ党は分裂するであろうこと、したがって「決議案」は投票はしないで「報告」と第二号議案と一括して、満場一致の形で通して欲しいことを、大会運営委員会で、まさに脅迫的に強調したのであった。森下昭司大会運営委員長も完全にこれ

に歩調をあわせ、「満場一致の形」に強引にもっていったのである。

事実はどうであったか。翌日の新執行部選出を前にして、ぜひ大会を成功させようと、大幅に譲歩して「決議」を通した左派代議員の善意は、党がどうなるうとかまわないと考へる右派の諸君によって完全にふみにじられた。

この「決議」が「満場一致の形で」可決されたにもかかわらず、森永組織局長、森下大会運営委員長、大会議長の田辺誠氏、井上普方氏らが所属する「党改革推進グループ」のなかから、榎崎、田、秦の三氏が脱党したのである。「推進グループ」の森永氏らは、「分裂をさけるために」と、脅迫的に決議案を通過させておいて、結局は「推進グループ」のなかから分裂が生まれたのである。このような「食い逃げ」的行為がこのまま許されてよいはずがない。大会代議員にたいする、そして全国の党員にたいするこの重大な欺瞞は、統開大会において十分につぐなわなくてはならないであろう。

#### 四 新執行部はなぜ選ばれなかったか

「党改革推進グループ」の野々山一三、山本幸一、中沢茂一、八百板止の各氏をはじめ、旧江田派や新しい流れの会の諸氏が、飛鳥田委員長の成立をあくまでもつぶそうとしたからである。

田氏は次のように証言している。「党改革推進グループの世話人会で、中沢茂一さんらが「榎崎君やれ、そしたら飛鳥田は出ないよ」と、「飛鳥田つぶし」の形で「榎崎委員長」を出してきた。これは中沢さんや山本幸一さんの古い体質だ」(『週刊朝日』、一〇月一四日) 秦氏も「流れの会には飛鳥田不信が浸透しているんです」(同上)と述べている。

しかしその後、「榎崎書記長」ではどうかということになり、佐々木派の「下平書記長」と対立し、山本幸一氏と曾我氏との「なぐりあわんばかりの」大喧嘩となって、榎崎氏らの脱党へまで進展するのである。

大会二日目(九月二十七日)の午後、成田委員長、石橋書記長とともに横浜の飛鳥田氏へ出馬要請に行こうとした榎枝総評議長は、野々山、山本幸一氏ら「推進グループ」によって阻止されてしまった。「飛鳥田委員長を実現しようとするなら、党を割る」といって、榎枝議長を脅迫し、これによって三人の横浜行きはつぶされたのである。

一方、成田委員長と石橋書記長はこの局面を打開するために、森下大会運営委員長にたいし、大会運営委員会において「飛鳥田氏に出場を要請する決議」を実現して欲しいと要請した。しかし森下委員長はそれを実行しようとはしなかった。もし森下委員長が、あの「決議」を通したときと同じ熱意と執拗さで、「飛鳥田出馬要請決議」を「満場一致の形」で通そうとすれば、決して不可能ではなかったはずであるが。

こうして「飛鳥田委員長」はつぶされてしまった。

さらにまた、佐々木派と旧江田派とは、中執の立候補者名簿をいっさい届け出なかった。

「推進グループ」内での候補者調整がついになかったのと、まともな選挙では左派に負けそうなので、一二月統開大会まで人事をのばし、その間に工作をしようとしたためであった。

そのために八百板氏をはじめ、「推進グループ」の諸氏は、委員長や書記長や大会議長団にたいして、「この状態で新執行部を選出すれば、三人につづいて脱党者が続出して、大分裂になる」と脅迫したのであった。

##### 五 規約「改正」をどう考えるべきか

社会主義協会や三月会に所属する数名の中執は、大会を成功させるために、この「決議案」が大会代議員の討論に付されることに賛成したが、ここで可決されても「次期大会」までに全国の十分な下部討議に付され、それが集約されるかたちで規約「改正」のぜひが「次期大会」で討論されることに賛成したのであって、それ以上のものではない。

九月大会において、多くの代議員が、この「決議」の内容において賛成したのでないことは、たとえば香川の三野代議員が「国会議員の代議員権付与問題は党員の権利の平等にかかわる問題で、県本部では反対の態度を決めている。統開大会までに下部討議に付することを条件に採択して欲しい」(『社会新報』九月三日)と発言していることから、また採択の瞬間に席を立てて抗議した代議員さえ何名もいた事実からも明らかである。

森永組織局長は、大会運営委員会において、これを通さなければ分裂が生ずるという意味のことを脅迫的に述べたばかりでなく、この「決議案」を説明し、「全代議員数の三分の一を基準として」とは、三分の一から、一、二名の増減はあるとしても、それ以上大きなズレはないという意味である。この内容は、党改革問題全体にかかわることであり、少しでも変えることはできない」と、くり返し強調した。

この「決議」通りの規約「改正」がなされるとすれば、一で述べた通りの、驚くべき内容となるほかはない。もしこの「決議」の内容と少しでも異なる「規約改正案」が作成されるとすれば、それは、「一事不再議」にかかわるところか、どのような「統開大会」においてあれ、新規の「議案」としてとりあつかわれるほかはない。

そもそも国会議員であることを理由にして、無条件に大会代議員権を付与することは、国会議員と、地方議員や他の党員とのあいだに差別をもちこむことになる。知事であることを理由に代議員権を付与することは、知事と、都道府県会議員や他の党員とのあいだに差別をもちこむことになる。政令都市市長であることを理由として代議員権を付与することは、政令都市の市長と、市会議員や、他の市の市長や他の党員とのあいだに差別をもちこむこととなる。

それゆえにこそ、第二二回大会(左右合同大会、一九五五年)において定められていた規約については、第一六回大会(一九五九年)から、第二二回大会(一九六三年)にかけ

て全党的に討論され、故・江田三郎組織局長（当時）のもとで改正され、全国大会の代議員は県本部で選出するものとされ、「代議員でない国会議員および知事、政令都市市長は特別代議員として出席して発言できる」（規約第三九条）と決定されたのである。

この民主的な規約を逆行させ、党員のなかに差別をもちこみ、特定の人人々に特権を与え、平等の権利と義務をもって、信義と友愛の精神に則り各級機関の討議に参加し」という規約の基本を変更するものである。

現状では国会議員の意志が、党の方針や政策や活動において反映されにくいのであろうか。決してそんなことはない。

少なからぬ国会議員は基本組織の代表として、今日大会代議員に選ばれている。他のすべての国会議員は特別代議員として、自由な発言権が保障されている。

現在、委員長以下二四名からなる中執のうち、一四名は国会議員であり、二名は前議員である。党の各分野の特別委員会や政策委員会において、委員長、副委員長は、ことごとく国会議員であり、すべての国会議員は自由にそれら委員会の委員になることができる。これによって国会議員の意志が反映されにくいなどといえるであろうか。

（注）大会代議員数を現行と「改正」後について簡単に図示すれば次のようになる。

現行	代議員総数	国会議員等	党基本組織	支持団体
五〇九	五二八	一七六	三三三三	一九*
現狀規約改正	四三五	一四五	二七一	一九*
極端な例であるが次の総選挙で九〇人に減少すれば				

(1) 図のごとく、規約改正がおこなわれれば、党員が一〇万人になろうが五〇万人になろうが、それによる代議員数の変動はなく、国会議員の増減によって、その増減数の二倍に相当する代議員数が、党基本組織選出代議員において選挙のたびに変動することになる。

(2) 国会議員総数のうちわけは、衆院二二一、参院五三となりその他党員知事、党員政令都市市長は各一である。

(3) 支持団体の下のコメ印は、今年の大会で全通が支持団体となったため、支持団体からの代議員が若干数ふえるみこみであることを意味している。

（大内 敬）